



# News Letter

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

2024年6月号

## 【今月の一言】

6月に入って定額減税がスタートしました。給与計算のご担当者様は事前準備が大変だったと思います。複雑な制度でわかりにくいことも多かった訳ですが、実際に恩恵を受ける給与所得者は「気付いていない」人や「実感がない」人も多いようです。

『デンマーク人はなぜ4時に帰っても成果を出せるのか』という本を読みました。2022年、2023年と国際競争力NO.1に輝いている国の働き方を書いた本です。そこで紹介されていた文化の一つ。上司が部下に仕事を依頼するとき、部下は最初に「それ、何のためにするのですか？」を尋ねるそうです。目的や意味がなければ部下から質問攻めにあうのです。無意味なタスクをなくすことで仕事の効率化につながっています。そのディスカッションによって、さらに研ぎ澄まされた仕事になるのでしょうね。

この「なぜ？」のディスカッションは「定額減税」について、ぜひ行って欲しかったです(笑)生産性を上げるには、文化から変えていく必要があります。

## 2024.04.01～銀行融資が変わります！

2024.01.31に金融庁から「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正が発表されました。その内容は「コロナ禍の資金繰り支援から経営改善・事業再生支援へ」というものです。

### 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正の概要

#### 背景

- 2023年7月以降、民間ゼロゼロ融資の返済が本格化していることも踏まえ、問題を先送りせず、**金融機関による経営改善・事業再生支援の一層の推進**を図る必要

#### ①経営改善・事業再生支援等の本格化への対応

コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた**経営改善・事業再生支援フェーズ**への転換

#### ②一歩先を見据えた早め早めの対応の促進

- 事業者の現状のみならず、**状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応**を求める
- 状況の悪化の兆候がある事業者に、正確な状況認識を促すとともに、**プッシュ型で提供可能なソリューションを示し、早め早めの対応を促す**よう求める
- 信用保証付融資が多い事業者やメインでない事業者等への支援について、**信用保証協会や他の金融機関との早めの連携**を求める

#### ③顧客に対するコンサルティング機能の強化

- 事業再生ガイドライン等、提案するソリューションの充実を求める
- 早期の経営改善に関する計画策定等のソリューションを、公的制度も活用しながら提案し、その実行状況を継続的かつ適切にモニタリング**するよう求める
- 政府系金融機関・支援専門家(税理士、弁護士等)・支援機関(中小企業活性化協議会等)との連携を求める

要は、

- 1) 問題を先送りせず
- 2) モニタリングを強化し
- 3) 関係各機関（保証協会や他の金融機関、税理士等）との連携も積極的に強化し
- 4) 先に先に働きかけ
- 5) 解決策の提案はもちろん必要と判断したら金融機関自ら事業再生（廃業も？）に導き
- 6) 金融機関だけで難しい場合には、外部支援機関（中小企業活性化協議会等）との連携も積極的に行いなさい。

ということのようです。

### 【気になる中小企業への影響】

上記のことから各金融機関の準備に応じて、融資実行・リスケ等の対応が厳しくなり、次の内容を今後強く求められることが予想されます。

- 1) 事業・経営・資金計画の重要性と信憑性の担保
- 2) 借入期間中の状況報告とその説明（計画書との整合性など）
- 3) 経営者の考え、行動、人脈、自己自社分析力（数字面を含む。）の評価
- 4) 管理業務（経理・財務・法務等）に対する積極的な会社の姿勢

経営計画の必要性を感じながらも、しっかりとした計画書を作成できていない中小企業者はかなり多いです。将来、金融機関と対等に交渉ができる事業者、金融機関から「借りて欲しい」と言われる事業者になるには、自社を分析し、経営計画を作成することは強みとなってきます。

危機的な状況に至る前に早期に経営計画を策定し健全な経営を促す支援策がこちらです。

早期経営改善計画策定支援

中小企業庁 HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html#%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81>

資金調達の上だけでなく、自社の経営指標ができることは経営に安定をもたらします。ぜひ金融機関に言われる前に取り組んでいただきたいと思います。

費用の 2/3 の補助を受けられるこの制度を利用して取り組んでみたいという事業所様は、弊所は認定経営革新等支援機関ですので、計画策定のフォローが可能です。ご連絡ください。